

一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会近畿支部 会則

第1章 名称

第1条 本会は、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会近畿支部（以下、この支部）と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 この支部は、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会近畿地区会員相互の交流を図るとともに、呼吸器内視鏡学の進歩と発展に寄与することにより公共の福祉に貢献することを目的とする。

第3条 この支部は、前条の目的を達成するために、学術集会の開催及びハンズオンセミナー等の事業を行う。

第4条 この支部の事務局は、株式会社JTB西日本MICE事業部（大阪府中央区久太郎町2丁目1番25号JTBビル6階）におくこととする。

第3章 会員及び会費

第5条 この支部の会員は、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会（以下、本部）の会員である者とする。

- (1) 正会員 本部の正会員であり、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会定款施行細則（第9章第20条）に定める、この支部に主たる勤務地又は自宅がある者とする。
- (2) 名誉会員・特別会員 本部の名誉会員・特別会員であり、この支部に主たる勤務地又は自宅がある者とする。

第6条 この支部の会員は、本部の正会員、名誉会員・特別会員になることにより、勤務先等の情報に基づいて自動的にこの支部の会員として登録される。なお、入会後の支部移動、退会、資格の喪失、除名は本部に連動する。

第7条 この支部の正会員の年会費は、本部にて一括徴収される。なお、名誉会員、特別会員は、会費の納入を必要としない。

第4章 役員

第8条 この支部には次の役員をおき、幹事会を構成する。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 1名
3. 幹事 定数を定めず
4. 監事 2名

第9条 この支部の支部長及び副支部長は、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会定款施行細則（第9章第21条）の定めにより選出され、会務を総括する。

- 第 10 条 この支部の幹事は、この支部に所属する本部評議員とし、幹事会には、これに若干名の名誉会員、特別会員、及び幹事会が認めた者を加えることができる。
- 第 11 条 支部長及び副支部長は、幹事会を支部学術集会の都度開催し、この支部の運営に関する事項及び支部学術集会会長を決める。
- 第 12 条 この支部の監事は、この支部に所属する本部の評議員の互選により選出され、幹事会の承認を得る。任期を 2 年とし、会務を監査する。

第 5 章 学術集会・ハンズオンセミナー

- 第 13 条 この支部は、年 2 回の学術集会及び「呼吸器内視鏡セミナー」を開催する。
- 第 14 条 この支部の会長は、当該学術集会及び「呼吸器内視鏡セミナー」を主催し、開催日、会場、並びに参加者より徴収する参加費を定めるほか、演題募集及びプログラムの編集等を行い、支部会員に通知する。
- 第 15 条 この支部は、原則として年 1 回のハンズオンセミナーを開催する。
- 第 16 条 この支部の支部長が指名したハンズオンセミナーの主催者は、ハンズオンセミナーを企画し実施する。主催者は、開催日、会場、講師、受講者、共催企業の選定、並びに参加者より徴収する参加費を定めるほか、プログラム作成等を行い、支部会員に通知する。
- 第 17 条 この支部の支部長は、学術集会等の開催に必要な経費を管理する。

第 6 章 会計

- 第 18 条 この支部の経費は、本部からの預り金及びその他の収益等をもって充当する。
- 第 19 条 この支部の会計年度は、本部の会計年度に合わせて毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、会計報告は、幹事会において行い承認を要する。
- 第 20 条 この支部は、会計年度終了後に、学術集会会計報告及び支部会計報告を毎年定められた期日までに本部の理事長に報告する。

第 7 章 会則の変更

- 第 21 条 この支部の会則の変更は、幹事会で議決する。変更された会則は本部の確認を経て施行される。

附則

- ・本会則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。